

令和5年4月26日開催

# 教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和5年4月26日(水)  
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和5年4月26日(水)  
午後2時10分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 視聴覚室
- 4 出席委員の氏名 廣田康男  
塩見佳扶子  
和田大顕  
加藤由美  
織田信夫

5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの

教育部長	垣谷敏数
教育委員会事務局理事	足立高広
教育総務課長	西躰一欽
次長兼学校教育課長	八瀬正雄
学校教育課担当課長兼教育総務課	八板嘉展
学校教育課総括指導主事	中川清人
学校給食センター所長	村瀬勝子
生涯学習課長兼中央公民館長	岸見貴志
中央公民館管理担当次長	荻野幹雄
福祉保健部子ども政策室担当次長	足立正信

6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者

教育総務課長	西躰一欽
--------	------

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第1号 原案どおり可決、承認

議第2号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

教育委員会会議録調製者 教育部長 .....

# 教育委員会会議録

## 1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 傍聴人から傍聴、写真撮影の申請があります。  
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 許可をさせていただきます。

## 2 前回会議録の承認

廣田教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。  
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

## 3 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

### (1) 新型コロナウイルス感染症の対応

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症の対応についてです。感染者は少し増加しているという報道もございますが、4月の本市での感染者数は、現在のところ小中学生各1名という状況となっています。したがって、入学式、或いは年度当初の他の行事等は予定どおり行えております。

4月1日よりマスクの着用は不要としておりますが、現状として着用している児童・生徒はまだ多いようです。

4月24日の校園長会議でも申し上げましたが、マスク着用に関わって嫌な思いをす  
る児童・生徒がいないようにしていかなければならないと考えております。

連休明けの5月8日からは、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されます。以降の対応について、文部科学省より今月末頃に通知が出されると聞いていますので、それに基づいた京都府の対応の動向等も参考にしながら、8日の直前にはなりますが、学校現場と連携して本市としても対応していくことになっております。

### (2) 教育委員会事務局の人事異動による 新体制

#### ○ 入向・採用 9名

※新規採用者 3名

(学校教育課学務係・学校教育課教育指導係・図書館中央館企画管理係)

#### ○ 異動

教育部長	垣谷敏数(教育委員会事務局次長兼教育総務課長)
教育総務課長	西躰一欽(財務部税務課長補佐兼市民税係長より)
生涯学習課長兼中央公民館長	岸見貴志(市長公室職員課長より)
市民総務部長	伊藤信夫(教育部長より)

退職 浅田久子（教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長）

続いて2点目でございますが、教育委員会事務局の人事異動による新体制ということで、今年度につきましては、入向・採用9名となっております。新規採用者については3名で、学校教育課の学務係、教育指導係、そして、図書館中央館の企画管理係に配置されております。

異動につきましては、課長以上について資料に載せておりますので御確認いただけたらと思います。

### (3) 当初会議の内容

《部課長会議4月3日・指導主事会議4月12日・拡大事務局会議4月18日》

○「まちづくり構想 福知山」・「教育大綱」2年目

「福知山市立学校教育内容充実推進プラン 『響』プラン・F」3年目

○教育委員会

- ①政治的中立性の確保 ②継続性・安定性の確保 ③地域住民の意向の反映
- 首長部局と独立した教育行政の執行機関
- 連携・協働

○目 標

「自分のために（自己実現） 人のために（他者貢献） 社会のために（社会貢献）  
ともに幸せを生きる人材の育成」

合言葉 一人一人の「なりたい自分になる」を支援する

→学力をつける 将来の目標や夢へ向けて努力する子どもを育てる  
キャリア教育の視点

○ 運営方針

ア 「一丸」

各課・係の専門性と部内横断的な連携による情報の共有と事業の推進

現場との施策・情報の共有

先導と伴走

イ 「現場主義」

「現場」に出て「現実」から学ぶ →判断・施策に反映 ※指導主事との連携

ウ 「人権教育を基盤とした3つのこだわり」 学力・生徒指導・進路

「自分を大切にするとともに他の人の大切さを認める」→人権尊重の理念

人権意識の高揚 市教職員意識調査の活用等人権研修の充実

(市教委・学校)

①学力 認知能力・非認知能力の育成

「安心できる居場所」「安心して学べる教室」となる学級経営  
現状への危機感と見通しを持った手立て

②生徒指導 不登校…子どもを学校に適応させるのではなく 学校が適応

多様な学びの場の設定 子ども政策室との連携

教育相談係の新設→不登校対応・特別支援教育の充実

攻め指導（予防的な指導） いじめ見逃しゼロ

③進路 義務教育の出口を見通すだけでなく次につながる力を付ける

3点目は、当初会議の内容についてです。教育委員会内の当初の会議としましては、部課長会議を4月3日、指導主事会議を4月12日、拡大事務局会議を4月18日にそ

れぞれ行いました。

今年度は、「まちづくり構想 福知山」と「教育大綱」が2年目、「福知山市立学校教育内容充実推進プラン『響』プラン・F」が3年目を迎えていること、教育委員会の位置づけを確認しまして、目標を基にした運営方針を中心に、今年度の教育行政の推進に向けての意志統一をそれぞれの会議で図りました。

詳しいことは、前の会議でもお話しておりますし、また資料で御確認いただいたらと思っております。

#### (4) 教育情報

ア 文部科学省3月31日に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策

「COCOLOプラン」を公表

- ①不登校児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- ②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- ③学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

イ 質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する論点整理（案）

- ①教員給与の在り方等
- ②教師の勤務制度の在り方
- ③更なる学校の働き方改革の推進
- ④学級編制や教職員配置の在り方
- ⑤支援スタッフ配置の在り方等

4点目としまして教育情報を2点お伝えしておきます。

1点目は資料もつけておりますが、文部科学省が3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」を公表しました。不登校の児童・生徒が増加し続ける状況を受けて、学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指して取りまとめられたものとなっております。

資料に記しております3つを柱として、誰一人取り残されない学びの保障へ向けて、今後様々な施策が展開されていくこととなります。これは本市が進めている方向性と一致するもので、本市としても福知山市型多様な学びアクションプランを今年度から推進をしていきたいと考えております。

2点目は、教職の魅力向上を図るために、働き方改革の推進や給特法、いわゆる公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の改正の必要性等が、近年大きな話題になっています。文部科学省では、質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査・研究会が設置されています。この会議では、教師の長時間勤務の改善に留意しつつ、この春に速報が公表される予定の、昨年度実施されました教員勤務実態調査結果等を踏まえて、職責にふさわしい処遇の改善や勤務制度、さらなる働き方改革、学校の指導、運営体制の充実の在り方等が一体的、総合的に検討されることになっております。

4月13日には、5つの論点整理案が示されておりますので、また御確認いただきたいと思います。今後これらを踏まえた論議が行われ、教職調整額の見直しを含め大きな改革が行われる見込みとなっております。本市としても注視するとともに、引き続き働き方改革を学校現場とともに進めていかなければならないと考えております。

私からは以上ですが、何か御質問ありませんでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長            それでは、次に議題に入ります。

#### 4 議題

##### (1) 議第1号(専決処分の承認について)

廣田教育長            専決第1号「福知山市立小学校及び中学校教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

八瀬次長兼学校教育課長            ～資料に基づき説明～

専決第1号「福知山市立小学校及び中学校教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について御説明させていただきます。

資料は、会議案の2ページ以降に掲載しております。

改正内容につきましては、4ページを御覧ください。

職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例、京都府条例第27号の施行日が4月1日となっておりますので、福知山市の規則も施行日を4月1日に合わせる必要があります、専決処分にさせていただきます。

改正内容は、福知山市立小学校及び中学校教職員の勤務時間等に関する規則(昭和48年福知山市教育委員会規則第6号)の一部を改正するものです。

4ページに改正文、5ページに新旧対照表を掲載しております。

新旧対照表で説明させていただきます。第5条の「条例第31条の規定による再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りは、校長が職員ごとに定める。」を「条例第31条の規定による定年前再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りは、校長が職員ごとに定める。」という文言に改正させていただきます。

定年延長に伴いまして、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

廣田教育長            御質問、御意見はありませんか。

全委員                特になし。

廣田教育長            専決第1号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員                異議なし。

廣田教育長            次に、議第2号「福知山市立保育園・幼稚園・こども園及び福知山市立学校における医療的ケア児の受け入れガイドラインの制定について」説明をお願いします。

##### (2) 議第2号(福知山市立保育園・幼稚園・こども園及び福知山市立学校における医療的ケア児の受け入れガイドラインの制定について)

八瀬次長兼学校教育課長            ～資料に基づき説明～

議第2号「福知山市立保育園・幼稚園・こども園及び福知山市立学校における医療的ケア児の受け入れガイドラインの制定について」別冊のガ

イドライン案に基づき、御説明させていただきます。

国からは、平成31年3月に「学校における医療的ケアの今後の対応について」という通知を、令和3年6月には「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を出しているところです。

また、医療的ケアを実施する際の留意すべき点につきまして整理するため、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。この法律により、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められました。

法律の施行に伴い、教育にあたっては安全の確保が保障されることを前提に、将来の自立や社会的参加のために必要な力を培うという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行うことが大切になっております。

こういった状況を踏まえ、本市及び本市教育委員会におきまして、医療的ケア児を受け入れるための支援体制を整備し、安全に医療的ケアを実施するため、「京都府の特別支援教育 医療的ケアガイド」を参考にさせていただきますながら、ガイドラインを策定しました。

対象につきましては、市立保育園・幼稚園・こども園と小中学校が対象になります。

配布資料のガイドラインの主要な点だけ御説明させていただきます。

まず、ガイドラインでは医行為と医療的ケアとはどのようなものなのか定義しております。看護師法等によりまして看護師しかできない業務というものがございますので、本市では、子どもの状態に応じて、看護師が必要となるものを医療的ケアという位置づけで定義しております。

続きまして、2点目に幼児・児童・生徒の受け入れについて定義しております。

3点目は、医療的ケアの実施に向けた各課の役割として、園・学校の役割、そして、学校、看護師、主治医、園・学校医、保護者の役割等それぞれ定めております。

4点目に、保育園・幼稚園・こども園、市立学校小中学校における医療的ケアの実施体制として、医療的ケア児を受け入れた場合の体制の整備にあたっての定めを記載しております。

5点目と6点目につきましては、受け入れの流れと手続きの流れを記載しております。現在本市では、1名の医療的ケア児を大正小学校で受け入れておりますが、このガイドラインをもって今後とも受け入れていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

廣田教育長

御質問、御意見はありませんか。

和田委員

大変よいものができたと思って見せていただきました。

このガイドラインができる前には、医療的ケアの必要となる児童・園児は在籍されてなかったということでしょうか。それとも、在籍されていたが、ガイドラインと異なる方法で対応しておられたということでしょうか。

八瀬次長兼学校教育課長



医療的ケアが必要な児童につきましては、なかなか学校では受け入れられない状況もございまして、昨年度から大正小学校で受け入れたのが初の例になります。

ただ、医療的ケアまでにならないインスリンの注射など、自分でできるものもございまして、そういった児童・生徒は、これまでから在籍しております。

足立福祉保健部子ども政策室担当次長

保育園では、現在お二人、1歳の女の子と5歳の男の子がいらっしゃいます。1歳の女の子は今年の6月入園予定です。

和田委員

保育園の場合は、対象の園児が入園することによって現職員が対応するのですか。それとも新たに職員を任用することになるのですか。

足立福祉保健部子ども政策室担当次長

ケース・バイ・ケースで症状にもよります。どうしても看護師でないとならない場合には、看護師を確保いたしますし、加配の保育士でできる部分については、現職員で対応します。いずれにしても入園される際に十分な調整を行って、必要な人員を確保して対応していくことになっております。

和田委員

そうですか。よろしく申し上げます。

廣田教育長

ほかに御質問等ありますでしょうか。

加藤委員

インクルーシブ教育の時代がますます進んでおり、文部科学省も様々な施策を出してきている昨今ですので、このような医療的ケア児受け入れガイドラインが本市でもできることは大変ありがたいと思うとともに、必要不可欠なことだと思っています。

ただ、ガイドラインの手続きと流れや園・学校の役割という辺りを読ませていただくと、最終的に判断するのは、園長、学校長ということになっており、判断の重さを非常に感じました。

これまで、そういった医療的ケア児がほとんどいなかったということですが、例えば教育支援委員会で、支援学校適が出たとします。でも保護者の方の意向によっては、通常校へ入学したいという思いで、寝たきりのような状態の子どもさんとか、医療的な心配のある子どもさんも受け入れてきた事実というのはあったと思います。

教育支援委員会の中には保健所等のドクターもいらっしゃいますし、支援学校の先生もいらっしゃいますし、各校種の先生方や福祉関係の方も支援委員会のメンバーとしていらっしゃるの、そこで十分に検討していただいた結果、見解を出されると思います。その中で受け入れると決まれば、学校は受け入れていく準備、行政は環境支援をしていくことが大事だと思いますが、支援学校適という見解が出された折に、最終決定していくのは保護者の判断となっています。そういったときに、保護者は強く要望されているけれども、簡単に学校としては受け入れられない、なかなか責任を負えないケースもないとは言い切れません。そういった場合のケース会議の招集は園なのか、学校なのか、教育委員会なのか、そういった辺りを明確にしておく必要があるのではないかと思います。

それから、資料の中で主治医さんへの依頼書などの文書が全て学校長の名前で出されておりますが、教育委員会と学校長の連名で書類を出すとか、学校としては教育委員会とともに対応を一緒に考えていくような支えが欲しいと思います。

そして、最終的な適否の判断というのは、とても学校長だけではできないと思います。教育支援委員会でこう決まって、ケース会議でこのように決まった。それを覆すというのは学校には到底できないことだと思いますが、それでも学校長の名前で通知書が出るというのも、少し私は気になってます。受け入れられない理由を文書で保護者に出すということについては、大変デリケートな問題があることなので難しいのではないかと思います。これまでから教育相談というのは、結果返しを文書では行っておりませんので、各学校に結果は返しますけれども、学校から保護者に伝えていく形を取っていたと思います。それが最終的に通知書ということになりますと、教育委員会と連盟の文書にしていくとか、そういった支えを明確に記しておく必要があるのではないかと思います。十分読み切れていないのかもしれませんが、本市は教育支援委員会も充実していますので、その見解を学校長の最終責任において変えるということは、あり得ないのではないかと思いますので、その辺りの見解を教えていただけたらと思います。

#### 八瀬次長兼学校教育課長

医療的ケア児の受け入れに関する文書は、校長、園長名になりますが、実際には、ケース会議も含め保護者との相談等につきましても、絶えず教育委員会が中に入りまして、学校だけではなく教育委員会と一体となって保護者や医療機関、その他関係者と連携しながら相談を進めさせていただいているところです。

もちろん受け入れにあたって学校の施設の改修であったり、児童の状況に応じた受け入れ場所も含めた体制整備であったりが必要になってきます。そういった整備にあたっての調整も必要になりますので、絶えず連携しながら進めさせていただいております。

ガイドラインにおきましても、5ページの中で、医療的ケアの実施に向けた各機関の役割に、市及び教育委員会の役割を明記させていただいております。保護者の理解と協力のもと、保育園・幼稚園・こども園と学校等との間で、医療的ケアに関する情報共有が、確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげるよう進めさせていただきたいと思っております。

文書等の発出につきましては、あくまで学校で受け入れということになりますので、学校長名とさせていただく必要があるということで御理解いただければありがたいと思います。

#### 加藤委員

おっしゃることは分かりますけれども、ドクターによっても色々な見解がありますので、教育委員会はどのように考えているのか問われたときもありました。できることなら教育委員会と学校の連名で発出するのは文書によっては大切ではないかと思いますし、また最終的な通知を紙面を出すことについても、どうかと思います。

保護者も交えたケース会議の中で話し合いがなされていくと思いますけれども、それでも通知書というのは必要になるのでしょうか。

八瀬次長兼学校教育課長

学校からの通知書ということですか。

加藤委員

受け入れられない理由を書く通知書があったと思います。

八瀬次長兼学校教育課長

もちろん通知書だけではなく、その通知書を発出するまでに、保護者との十分な話し合いをした上での結果になりますので、最終的には通知書が必要になると思っております。

通知書をもって判断するというのではなく、そこに至るまでの過程も含め保護者等とも共通認識を持った上で、文書を発出していきたくと思っております。

加藤委員

情報の開示だったり裁判だったりといったことにもなりかねないデリケートさがありますので、十分配慮していただきたいと思います。学校サイドのケース会議一つにおいても、この場合はどういう専門性を持った方に来ていただいたらいいのかという情報が大変乏しい場合もあります。そういうときには、教育委員会が主体的にコーディネートしながら、この児童にはこの作業療法士さんだとか、ドクターだとかということと一緒に考えていく、そのベースはしっかりと作っておいていただく、そして、学校も安心して受け入れ態勢をつくる調整しておくことが必要だという思いを持ちながら読ませていただきました。間違った理解をしている部分もあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

和田委員

学校が医療的ケアの必要な児童を受け入れることになると、学校は全面的にその子どもに関わっていくことになります。大きく関わる場所は学校ですが、せめて教育委員会なり、その他関係団体と学校名を併記した形で保護者に知らせていくのでなければ、先ほど加藤委員さんの言われていたように、何もかもが学校の責任となってしまうのではないのでしょうか。万が一うまくいかなくなってきた場合、学校が全面的に保護者なり子どもたちの対応をしていくことは、なかなか難しいと思ひます。今後の検討課題だと思ひますが、教育委員会、学校長を併記した形で文書を出すほうが望ましいと、加藤委員さんの御発言を聴かせていただひて感じましたので、御検討いただけたらと思ひます。

八瀬次長兼学校教育課長

参考にはさせていただきたいと思ひますが、もちろん学校だけで進めるものではなく、教育委員会と一体となって相談等を進めていく必要があると思ひます。

看護師の配置についても、お一人の方が休みを取られる可能性もありますので、代替となる方を何人か、バンクのような形で設置をするということも教育委員会が主体となって配置もさせていただいておりますし、教育委員会と学校が両輪となって対応していく案件だと思ひます。ただ、窓口の一本化というのは、必要だと思ひます。保護者がまずどこと話をするのかというところで、学校を窓口として、学校から相談があった場合にはすぐに教育委員会が動けるように対応していきたくと思ひますので、検討課題とさせていただきたいと思ひます。

廣田教育長 八瀬次長からも申しましたが、受け入れにあたっては決して学校任せということではなく、教育委員会も学校と一緒に長期間に亘って準備してきたという経過もあります。今受け入れているケースについてももう少し丁寧に御説明もしていれば、御理解いただけた部分もあったと思います。今も学校と連携して進めておりますし、今後も大事にしていきたいと思っておりますので、また御意見いただけたらと思っております。ほかにご質問等ありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 議第2号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 次に、報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

## 5 報告・説明事項

### (1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.1 第5弾 音の繋がり和の繋がり帰ってきた淑徳和太鼓コンサート

No.2 第45回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会京都府予選  
福知山市ブロック予選会。

No.3 福知山市連合婦人会「母の日大会」。

廣田教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

廣田教育長 次に、「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」説明をお願いします。

### (2) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

八瀬次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」御説明いたします。  
教職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備及び経過措置に関する条例、京都府条例第27号の制定に伴いまして規程の一部を改正するものです。改正理由は、再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務導入に伴う規程の整備でございます。

会議案の23ページから25ページに改正案文を、26ページ以降に新旧対照表を載せております。

第2条第2号中「職員、学校に勤務する府費負担教職員第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」である再任用短時間勤務職員を「第22条の4第1項本文の規定により採用された職員」の定年前再任用短時間勤務職員に変更させていただきます。第28条と第22条

につきましては、地方公務員法に該当する条文でございます。  
続きまして、27ページを御覧ください。「地方公務員法第28条の4  
第1項に規定する常勤勤務を要する職を占める者及び再任用短時間勤務  
職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」という文言に変更させていた  
だきます。  
続きまして、別表8の年次休暇の取扱いの表でございます。「再任用常  
時勤務職員及び再任用短時間勤務職員」と「再任用短時間勤務職員」を  
それぞれ「定年前再任用短時間勤務職員」に変更させていただきます。  
以上が今回の改正点でございます。

廣田教育長           このことについて御質問はありませんか。

全委員               特になし。

## 6 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。